

協力会員規約

(目的)

第1条 この規約は、協力会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 協力会員の資格を有するものは、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(協力会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、協力会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 組合が作成または発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 協力会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(入会金)

第5条 協力会員として加入しようとする者は、入会金を納入するものとする。

2 入会金の額は、20,000円とする。

(会費)

第6条 協力会員は、年会費を納入するものとする。

2 会費の額は、20,000円とする。

(脱退)

第7条 協力会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

2 入会金及び会費は返却しない。

(除名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした協力会員
- (2) 会費の納入を怠った協力会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした協力会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした協力会員

(その他)

第8条 本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則

本規約は、令和3年5月21日より施行する。